

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 1 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21320001

研究課題名（和文） 専門職倫理の統合的把握と再構築

研究課題名（英文） Integrated Understanding and Reconstruction of Professional Ethics

研究代表者

新田 孝彦 (NITTA TAKAHIKO)

北海道大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：00113598

研究成果の概要（和文）：現代における専門職は、古典的概念では捉えきれない多様性を持ち、それゆえ専門職倫理もまた、「集団的自律」、「専門家－非専門家関係」、「トランス－専門知問題」といった新たな問題群を核に再構築されざるをえないことを明らかにした。また個別的領域としては、技術者倫理、医療倫理、治安・軍事専門職倫理、ビジネス倫理、研究者倫理、教育倫理、ジャーナリズム倫理等について、領域の特性に応じた再構築を試みた。

研究成果の概要（英文）：In our research, we found that professions in our age are so diverse that we cannot entirely grasp them simply by reference to the traditional notion of professions. We also revealed that we have to take into consideration such ideas as collective autonomy, professional-layperson relationship, and trans-professional issues in order to reconstruct the very idea of professional ethics. Furthermore, we attempted to reconstruct a context-specific, up-to-date version of professional ethics for engineers, physicians, nurses and healthcare professionals, people working for security and military sectors, businesspersons, researchers, teachers, and journalists.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	2,600,000	780,000	3,380,000
2010年度	3,100,000	930,000	4,030,000
2011年度	3,000,000	900,000	3,900,000
2012年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
年度			
総計	12,200,000	3,660,000	15,860,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学、哲学・倫理学

キーワード：倫理学、応用倫理、職業倫理、専門職

1. 研究開始当初の背景

本研究の端緒は、研究代表者と一部の研究分担者による平成 19～20 年度科学研究費補助金（基盤研究(C)）「職業倫理教育プログラムの構築」（課題番号：19500711）において、従来の専門職概念は、聖職者・法律家・医師

という古典的な専門職をモデルとして形成されてきたが、このような専門職理解では、現代社会が直面している倫理的課題を「専門職倫理」の問題として捉えることができない、ということが明らかになったことにある。

Greenwood(1957)らの標準的な定義によれば、「専門職 profession」は、体系的な理論

をもち、社会において権威と特権（自律）を認められ、それらを適切に行使するための担保として倫理綱領をもち、さらに特有の文化をもつとされている。しかしこの定義に従えば、技術職は現代においてもっとも重要な専門職の一つであるにもかかわらず、自らが携わる業務の目的に関して自律的な判断を行うことができないという点において「疑似専門職 pseudo-profession」(Airaksinen, 1998)と位置づけられるにすぎない。だがこうした規定の仕方は、そもそも「定義」というものが本質的にもつ「解釈学的循環」（定義は典型例に依存する）に無自覚である。したがって、われわれはまず「専門職」概念を再検討し、「専門職倫理」の確立にとって真に有効な再定義を試み、高度技術社会・知識基盤社会と呼ばれる現代において「専門知」の果たす役割を多面的に考察することによって、応用倫理諸領域の問題を専門職業人の倫理として統合的に理解するための新たな「専門職倫理」を構築する必要性に迫られている。

2. 研究の目的

(1) 「専門職」概念の再定義

「専門知に基づいて社会的に重要な価値の実現に資する職業」という「専門職」の最広義の暫定的な定義に依拠し、「体系的理論」・「社会的権威と特権」・「倫理綱領」・「社会的に重要な価値」という観点から職業を類型化し、それぞれの存在性格を明らかにする。たとえば、それ自身は体系的理論をもたず、たんに専門知を利用するだけの職業（食品加工業など）も「安全」という価値に関して現代では大きな役割を果たしている。あるいは、「安全」に係わる職業の極北と言える警察や軍隊などの組織に関する研究も日本では未開拓である。本研究ではこれまで取り上げられることのなかったこうした職業・職種にも目を向け、同時に、専門職概念の成立に関する思想史的研究をも行うことで、「専門職」概念の重層的な構造を解明する。

(2) 専門職の「一般的課題」および類型別の「個別的課題」の明確化

専門職の存在性格分析に基づき、その一般的・個別的課題を導き出す。その際の考察の視点は、「市民社会に奉仕する専門職」という規範的原理にある。これまでも専門職の一般的課題は、専門知によって社会に対して何らかの価値をもたらすことであり、その活動に付随するリスクの認知とマネジメントにあると考えられてきた。現代では技術や知識のブラック・ボックス化が進行し、その影響

が全地球的規模に及ぶこともあり、専門職の果たすべき役割もまた従来とは質を異にする段階に至っている。この意味で、専門職の一般的課題を再考し、個別的課題を明確化することは、専門職従事者の活動を倫理化する上できわめて重要である。

(3) 「専門職倫理」の構造解明と再構築

専門職倫理は、職業という社会的属性に係わる倫理であるという点で一般倫理から区別され、「集団倫理」・「組織倫理」という性格をもつ。たとえば「自律」概念は、一般倫理においては「個人」の意志決定を道徳的なものとする最高原理とみなされるが、専門職倫理においてはその「職業集団」の自律を意味する。しかし専門職集団は本質的に「閉じた社会」を形成する傾向があり、また「専門知」のゆえにその活動が外部からは評価されにくい。このような二重の意味で、専門職集団は外部からの批判を受けにくく、それゆえにこそ一般倫理からの規制を必要とする。

専門職倫理と一般倫理の関係を考察することは、専門職倫理の内部構造を明らかにすることにつながる。専門職倫理は、上述のように集団倫理・組織倫理であることによって、特有の問題を抱え込むことになる。その一例が組織と個人、専門職集団と企業等の組織といった要素が複雑に絡み合う「内部告発」問題である。また集団倫理・組織倫理は、そのうちに「一般構成員」の倫理と「管理職」の倫理とを含まざるをえない。このように、専門職概念の重層性に対応した専門職倫理の構造を解明することによって新たな「専門職倫理」を構築することが、本研究の最終的な課題である。

3. 研究の方法

以上の問題意識に基づいて、本研究では現代における「専門職」概念の再定義に向けて、現代における専門職倫理の「一般的課題」と各専門色の類型に応じた「個別的課題」の明確化を通じて、新しい専門職概念に対応した「専門職倫理」の構造解明と再構築を試みた。専門職倫理全体を通じた一般的課題については研究代表者が、個別的課題については分担研究者と連携研究者が、分野ごとの専門職倫理が担う現代的課題について考察した。

4. 研究成果

(1) 現代の「専門職」概念を巡る問題

① 伝統的な「専門職」概念の明確化

専門職倫理概念を見直すに当たって、はじ

めに、従来の伝統的な「専門職」がどのような仕方で定義され、受け入れられてきたかを概観する必要がある。「古典的な専門職」概念は、1) 高度な体系的知識を持ち、2) 長期の教育・訓練を受けている個人が、3) 公共的な価値＝その職務遂行から出来る価値を実現するに当たり、4) 倫理綱領に基づいた行為をなすことによって、5) その専門職（集団）が社会的な信頼と権威を獲得するというものである。この古典的専門職概念が前提とするモデルとしては、「ギルド・モデル」すなわち極めて緊密な同業者集団の連帯と、「パーソナル・フリー・プロフェッションモデル」すなわち自由かつ自律的な行為規範を持つ、優れた能力のある個人というモデルである。しかしながら、このようなタイプの「専門職」概念は、現代の高度に分業化、組織化された、新しいタイプの専門職すべてをカバーすることができない。それゆえ、これらの伝統的専門職概念が、現代においてどのような問題を抱えるようになるかを考察しなければならない。

②古典的専門職概念の問題点

古典的専門職の起源を辿れば、プラトンの「技術（テクネー）」概念や「ヒポクラテスの誓い」に遡ることができる。プラトンは医療や航海術のような専門技術を「技術を持つ者（自身）のためではなく、その働きかける対象（他者）の利益のために、命じること」と定義し、ヒポクラテスは後の医療倫理に見られる善行原則、無危害原則、正義原則を満たす「倫理綱領」を完成させている。すでに近代的な意味での職業概念が成立する以前からこのような職業倫理の原型が見られることは注目すべきことであるが、では実際に専門職とはどのような職業について言えるのかが問題となる。

古典的専門職概念が前提していると見なされる「パーソナル・フリー・プロフェッションモデル」は、以下の要件を満たしていると考えられる。それは、1) 自律性（専門職による自律的かつ責任ある判断）、2) 具体的な人間関係（顔の見える関係）、3) 良心に基づく宣誓、4) 高度かつ代替性のない専門技術、5) 社会的権威、6) 排他的かつ利他的な専門職集団（ギルド）であり、またこれらの条件を満たす専門職とは医師、法律家、聖職者であると伝統的に考えられてきた。しかしながらこのモデルは、看護師、臨床心理士、技術者、教育者、ビジネス管理職、治安・軍事専門職といった「新しい」専門職をカバーすることはできない。これらの専門職は、1) 多くの場合個人単位ではなく組織的に活動すること

が多く、その専門知識の行使者にその職務に関して全権が与えられている場合は少ないこと（組織性・分業性）、2) 公共事業（建築や土木技術）やIT技術（先進テクノロジー）に見られる通り、専門技術の行使者と享受者が不特定（一対一の関係ではなく、「多」対「多」の関係）かつ影響力が広汎であることから（拡散性・匿名性）、3) 個人の良心に訴える、排他的専門集団に基づく倫理規範では、複雑多層化した技術社会において適切に対応できないという問題が生じている。

(2) 専門職の「一般的課題」と「個別的課題」の明確化

①専門職倫理の概要－現代における「専門職」の課題と倫理

研究代表者の新田は、現代における専門職倫理が一般にどのような方向性と課題を提起しているかという問題に関して、古典的専門職概念の成立から始まり、現代の専門職における問題点を、「専門職の多様化」、「対クライアント関係」、「トランス－専門知問題」、「ビジネス化」の四つの項目に分けて考察した（以下、研究成果の詳細については本研究の『最終報告書』所収参照）。古典的専門職概念の成立は中世後期の西欧に求められるのが通例であり、医師、法律家、聖職者といった伝統的専門職は、上述のようないくつかの理念型（条件）を満たしていたと考えられるが、現代の多様化した専門職ではそういった共通特性（定義）を見いだすことができず、むしろ「家族的類似性」をもつ一群として捉え直さざるをえない。また、現代の専門職では専門職と市民（クライアント）の関係が劇的に変化していること（専門家優位型から協同型へ）、社会への広汎な影響力から、専門職の問題は専門知のみでは解決できなくなっていること（トランス－専門知問題）、専門職のビジネス化による専門職（としての権威）の危機が指摘され、専門職の核心をなす「公共的価値の実現」を軸に、専門職倫理の再構築を行う必要性が確認された。

また、専門職倫理一般の課題に関しては、1) 専門職倫理の概念と定義、2) 専門職を巡る現代の状況、3) 倫理学理論の外観、4) 倫理綱領の分析の四つの項目に即して分析を行った。まず、専門職倫理の概念については、古典的専門職の定義で問題となる専門職と非専門職の区別の問題（専門職－非専門職連続体説）と、古典的専門職概念を支える「ギルド・モデル」「フリー・プロフェッションモデル」を取り上げ、上述のようにこの2つのモデルでは現代における新しい専門職のす

べてをカバーすることが出来ないことが示された。次に、知識の高度な分業化に伴う「専門職」の多様化と組織化の問題を取り上げた。多くの職業が専門職化することによって、専門家－非専門家の関係も多様かつ身近なものとなり、市民社会への参与の度合いも強くなる。その場合、多様な専門職が担う公共的価値とは何であるか、また公共的価値を巡る専門家と非専門家の関係構築はどのようになされるべきかを倫理的に解明することが焦眉の課題となる。さらに、専門職倫理内部で発生するディレンマを契機に、専門職倫理の基礎となる倫理学一般の立場から、どのような提起を専門職倫理へもたらすことができるかを考察した。モデルとしたのは近代以降の倫理学説であり、本研究では大きく帰結（功利）主義、義務論、共同体主義（徳倫理）の三つの枠組みから、倫理的ディレンマへの解決指針を導き出すことが試みされた。最後に、日本において代表的と思われる各分野の倫理綱領を分析した上で、全体的な枠組みとしてポパーによる新しい職業倫理への提案の妥当性を検討した。

②各専門職における「個別的課題」の明確化

現代において多様化、細分化された「専門職」に即した専門職倫理を構築するためには、前節で検討した「専門職」概念一般の考察に加え、個々の専門分野に即した個別的課題の明確化が必要となる。以下は、それぞれの分野の専門職倫理エキスパートによる研究成果報告の概要である。

(a)技術者倫理

技術者倫理についての顕著な特徴は、専門職としての技術者が直面する倫理問題の多くが組織的性格を持つものであることから、組織倫理・企業倫理としての性格を併せ持っているということである。昨今の企業倫理ではCSR（企業の社会的責任）やコンプライアンス（法令遵守）が盛んに議論されているが、そういった企業の構成員である技術者に固有の責任、固有の倫理とは何かが問題となる。第二に、優れた技術の実現（例えば安全性）と企業の目的としての利潤追求は、しばしばトレードオフの関係にあるということである。特に重大事故に繋がる技術的欠陥の問題は、組織に属する技術者個人の倫理的態度に深刻な問題を提起する。「内部告発」は、個人としての技術者の良心と、企業の利益が相互矛盾をきたすことによって、双方を重大な危機に陥れる危険性を持つディレンマの体現であり、単なる法整備の問題を越えて、技術者倫理の根本的見直しを促す事例であることが指摘された。

(b)医療（看護）倫理

医療（看護）倫理は、伝統的な「専門職」である医師の倫理が現代社会の要請によりどのように変化を迫られているかについて考察するための、格好の事例となっている。かつては「医師は患者について何が最善であるかを知っている」というパターンリスティックな考え方が主流であったが、現在は患者と医師（ないし医療関係者）の意思疎通を促すインフォームド・コンセントを重視する考え方にシフトしており、医療における深刻なディレンマもインフォームド・コンセントを巡って生じることが多い。本研究では、インフォームド・コンセントとは患者が医師・看護師に対する信頼を持ちつつ、その助言の元で自発的に意志決定できることと捉え、医師・看護師の立場から患者の「権利」を尊重しつつ、患者の利益を最大化するためにはいかなる方策が必要であるかについて、詳細な検討を行った。

(c)医療（医師）倫理

本研究では伝統的な専門職である医師の倫理を、現代におけるプロフェッショナルの役割を見直しつつ、新しい医師の倫理を提起した。プロフェッショナルとしての現代の医師は、従来の技術向上、善行、正義、守秘義務などの専門職倫理に加え、専門職の社会的責任、社会的役割を担っている。具体的には、プロフェッショナルとは単なる技術的合理性ではなく、不確実性を持つ様々な現実的事例に対し、問題を設定、整理し、目的手段連関に構造化していく知的な過程を言うのであり、狭い意味での専門家を越えた、公共的・社会的責任を持つ存在である。そして、真のプロフェッショナルを実現するには、技術的合理性に加えて、専門職のコンテクストの中で「行為の中の省察」ができる医師（省察の実践家）を育成していかなければならない。そのための方策として、SEA（意義深いイベントの分析）や、ナラティブな手法を導入した教育プログラムが提案されている。

(d)治安・軍事専門職の倫理

治安・軍事専門職の倫理では、治安・軍事職とは専門職と位置づけられるのか、また専門職としてどのような「責任」が存在するのかが検証された。治安・軍事専門職は、正当な職務上の行為として、人々に強制力を用いる権限を特権的に所持し、また致死にいたる手段（武器）を保持することが認められている点で、「専門職」の要件を満たしているようにも見える。しかし他方で、一部の幹部（候補生）を除き高度な専門教育を受けているとは言えず、また位階制組織において末端の構

成員はもっぱら命令への服従を義務づけられていることから、治安・軍事専門職とは幹部クラス以上の高等教育・専門教育を受けた者に限られる可能性もある。また、「二重の専門職」(軍医や軍直属の法務専門家など)の問題は、治安・軍事専門職が専門職としての程度自律性を保ち、専門職としての要件を満たすものであるかを考える上での試金石となると思われる。治安・軍事専門職が専門職であるか否かは、1) 忠誠の対象(国家か、国民か)、2) 自律的な規制機構の有無、3) 高度専門教育の有無という観点から再検討の必要があることが指摘された。

(e) ビジネス倫理

ビジネス倫理では、技術者倫理ないし企業倫理においてもっとも深刻なディレンマを生じさせる「内部告発」問題についての論究を行った。内部告発の正当性については、1) 仲間を裏切り組織にダメージを与える不道徳行為(忠誠義務違反)であるのか、あるいは2) 組織で自分が不利になるのを顧みず公衆の危険を防止する倫理的な(賞賛される)行為であるのか、その倫理評価が賛否両極に別れ、内部告発問題自体が倫理的なディレンマを構成していることが指摘された。特に、生命に関わる重大事故が生じる危険性がある事態についての内部告発は、企業活動内部に存する製品の安全性追求と利潤追求のトレードオフ関係と、内部告発自体に存するディレンマとの、いわば二重のディレンマに悩まされるという意味で、企業倫理・技術者倫理の問題を考える上で格好の事例となっている。

(f) 研究者倫理

研究者倫理については、従来、研究におけるねつ造、改ざん、盗用(FFP)つまりミスコンダクトの問題を中心に議論されてきたが、本研究では明瞭な意図を持って為されるとされるミスコンダクトの問題と、必ずしも意図的でないが「疑わしい研究(QRP)」との境界線は曖昧であり、むしろQRPも含めた「連続したスペクトル」の中で研究者の不正を考えていかなければならないことが指摘された。またミスコンダクト(不正)を行う「内的動機」として、社会からの期待、研究費の獲得、研究競争に勝つことなど、ある意味で技術者倫理、企業倫理と共通するディレンマが生じていることも指摘されたが、これは複数の専門職倫理にまたがるトレードオフ問題を考察する上で、重要な問題提起となっている。

(g) 教育の倫理

本研究では、内外ともに研究文献が少ない

未開拓分野である教育者の倫理について、その問題点を考察した。教育者の倫理を考える上で顕著な点は、教育者の倫理綱領がない、教育には公教育という言葉が示すように、教育者(教える)と生徒(学ぶ)の二者に加えて地域・国家という第三者が加わることで、問題が途端に複雑化すること、専門家以外の多くの人々が「教育とはこうあるべし」と唱える傾向があり、専門職としての教育職が他から介入される度合いが強い(自律性が少ない)こと、医療などに比べ学校は組織性が強く、また教育委員会などの上位組織との権力関係も強固であることから、閉鎖性の強い集団が出来ることが挙げられる。教育におけるパターナリズムは、教師の聖職性や国家の介入、教育の目的自体の曖昧さ(医療の「病気の治癒」に相当する明確な目標がない)から強いものになる傾向があり、教える側、教えられる側双方に自律性を見いだすことが非常に難しい。これらの問題は教育者の倫理を考える上で焦眉の課題であり、多くの研究者が問題点を共有し、理論や分析を提起していく必要が示された。

(h) ジャーナリズム(メディア)倫理

この領域において顕著なことは、メディアやジャーナリストに対する批判が数多くなされているにもかかわらず、ジャーナリズム倫理を貫く理論的定説を欠いていることにある。本研究では、日本のジャーナリズムにも深い影響を与えたアメリカのジャーナリズム倫理を歴史的に振り返ることで、その根本問題を探ることを試みた。アメリカでは1950年代にプレス自由委員会を中心となって発案した「メディアの社会的責任論」が契機となり、ジャーナリズム倫理の議論が活発となったが、ここでは社会的責任論批判を介してメディア倫理の哲学的基盤を考察したジョン・メリル、真実、正義、自由、思い遣り、ステイワードシップなどの新しい倫理基準を提唱したエドモンド・ランベス、共同体倫理の基盤からコミュニタリアン・ジャーナリズムを提唱し、多元主義的世界観に即したジャーナリズム倫理を模索するクリフォード・クリスチャンズの3つの学説を検証し、あるべきジャーナリズム倫理の方向性を探求した。

③専門職倫理における新たな問題提起としての「トランスー専門知問題」

「トランスー専門知問題」とは、「トランスーサイエンス問題」(科学技術の「問題」は科学的専門知のみでは解決不可能であり、より広範囲な社会的、歴史的、哲学的考察が必要となって来るといった問題)にちなんだ名

称であるが、「専門家－非専門家関係」の変化によって、現代の専門職倫理に係わる諸問題は、「専門知」によって捉えることはできるが、「専門知」のみによっては解決することができないという全般的性格を持つことを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 11 件)

① Nobuo Kurata, Public Deliberation for Sustainability Governance: GMO Debates in Hokkaido, Sustainability Science: A Multidisciplinary Approach, United Nations University Press, peer-reviewed, 2011, 190-203

② 松王政宏、情報倫理、石原孝二・河野哲也編『科学技術倫理学の展開』、玉川大学、査読無、2009、153-170

③ Shunzo Majima, Forgotten Victims of Military Humanitarian Intervention: A Case for the Principle for Reparation? *Philosophia: Philosophical Quarterly of Israel*, peer-reviewed, 37-2, 2009, 203-209

[学会発表] (計 12 件)

① 増淵隆史、ビジネス倫理への専門職倫理導入の意義とその効果、日本経営倫理学会第 19 回研究発表大会、2011 年 6 月 19 日、麗澤大学

② Shunzo Majima, Just Torture? Twentieth Annual Meeting for Association for Practical and Professional Ethics, March 3-6, 2011, Cincinnati Hilton Netherland Plaza Hotel (USA)

③ 伊勢田哲治、なぜ動物倫理の話しはかみあわないのか：英米倫理学の観点から見る動物福祉と動物解放論、ヒトと動物の関係学会第 15 回学術大会、2009 年 5 月 30 日、東京大学

[図書] (計 1 件)

① 眞嶋俊造、北海道大学出版会、民間人保護の倫理－戦争における道徳の探求、2010、194

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

<http://ethics.let.hokudai.ac.jp/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新田孝彦 (NITTA TAKAHIKO)

北海道大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：00113598

(2) 研究分担者

藏田伸雄 (KURATA NOBUO)

北海道大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：50303714

眞嶋俊造 (MAJIMA SHUNZO)

北海道大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：50447059

松王政宏 (MATSUOU MASAHIRO)

北海道大学・大学院理学研究院・教授

研究者番号：60333499

増淵隆史 (MASUBUCHI TAKASHI)

北海道大学・大学院文学研究科・助教

研究者番号：60528248

村松正隆 (MURAMATSU MASATAKA)

北海道大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：70348168

伊勢田哲治 (ISEDA TETSUJI)

京都大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：80324367

(3) 連携研究者

石原孝二 (ISHIHARA KOUJI)

東京大学・大学院総合文化研究科・准教授

研究者番号：30291991

河野哲也 (KOUNO TETSUYA)

立教大学・文学部・教授

研究者番号：60384715